

農地法第5条の許可申請提出書類

(表面)

	提出書類	部数	備考	申請者確認
1	許可申請書	4	申請人の数+2部(県及び農委控え分) <u>※譲受人や譲渡人が複数人の場合、必要な部数が増えます</u>	☐
2	土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)	原本1 写し1	法務局発行の登記官印があるもの	☐
3	土地の公図	原本1 写し1	法務局発行の登記官印があるもの	☐
4	位置図(住宅地図、Googleマップ等)	2	申請地をマーカー等で色づけすること	☐
5	配置図、用排水図	2	申請地内の建物、下水道(浄化槽)配管、庭(植木)、駐車場、資材置場等の配置を記載	☐
6	建物等の平面図	2	敷地面積、建物等の建築面積(床面積ではない)、位置、寸法が表示されたもの	☐
7	資金計画書【様式第5号の4】	2	資金調達計画に記載してある額以上の書類を添付 ※銀行等金融機関:融資証明書(融資決定通知書、融資内 諾通知書など)、仮(事前)審査申込書結果通知書など ※融資の申込書や相談書は不可	☐
8	預金残高証明書(通帳の写し2部でも可) 融資証明書等	原本1 写し1		
9	事業計画書【様式第5号の5】 (資材置場、駐車場、畜舎、倉庫等の場合)	2	既存置場の利用状況がわかる位置図(住宅地図等)及び現況写真 ほか、業務が営業免許等を要するものはその写しを添付	☐
10	代替地検討書【様式第5号の14】	2	農振農用地、第1種農地、第2種農地の場合	☐
11	他法令の許認可の申請を証する書類、 又はその許認可書の写し	2	<u>赤土等流出防止条例、墓地埋葬法、開発許可など 関連する法令の手続きを進める必要があります</u>	☐
12	印鑑証明	原本1 写し1	譲受人・譲渡人	☐

【注意事項】

- ① 許可申請書の受付期間は、毎月5日から10日までです(5日、10日が休日等の場合翌開庁日)
- ② その他必要に応じて資料を求める場合があります
裏面や沖縄県の『農地法関係事務処理の手引き』を確認してください
- ③ 登記簿上の表示と現在の表示が符号しない場合は、住民票、戸籍の附表、戸籍抄本等で同一人であることを証する書類を添付して下さい。・・・裏面のb欄参照
- ④ 登記事項証明書、公図、~~印鑑証明~~などの証明書類は発行から3か月以内のものとする
- ⑤ 提出書類は1～12番の順に揃えて提出して下さい
- ⑥ 申請後は、現地調査のため、申請箇所がわかるよう現地に看板等の目印を設置して下さい
- ⑦ 転用許可後は、許可条件とおりに報告書を提出すること
- ⑧ 申請施設等は、許可の日から1年以内の着工が原則です
- ⑨ 相続未登記のままで申請する場合は、相続系譜図、戸籍謄本、遺産分割協議書等の添付が必要です
- ⑩ 一筆の土地の一部転用する場合は、分筆登記を先に済ませて下さい(やむを得ない場合は、土地の確定に必要な実測図又は求積図を添付して下さい。)・・・裏面のd欄参照
- ⑪ 一時転用の場合は、工程表及び農地復元計画書、期間内の農地復元を明言した書面が必要です

農地法第5条の許可申請提出書類

(裏面)

	提出書類	部数	備考	申請者確認
a	様式第5号の1・第5号の2-②	+ α	許可申請書の1(申請人)または2(土地の所在)の欄を超える複数の場合に必要	☐
b	住民票、戸籍の附表、戸籍抄本等 ※申請人が土地所有者であることを確認できる書類	原本1 写し1	現住所が登記簿上の住所と異なる場合	☐
c	申請地以外の土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る)	原本1 写し1	申請地以外の土地も所要面積に含む場合	☐
d	・地積測量図や求積図等(位置、面積を特定した図面) ・内面積申請確認書【様式第5号の3】	各2	一筆の内の一部(内面積)転用の場合 ※分筆・地目変更等の登記手続きが必要な場合には、 申請前に分筆登記を済ませて下さい (やむを得ない場合は、土地の確定に必要な求積図や地積測量図を添付する)	☐
e	契約書の写し	2	売買、贈与、賃貸借、使用貸借 等	☐
f	資金の確約書 ※負担者氏名、押印・負担金額・内容を明記	原本1 写し1	転用事業者(申請人、譲受人など)と資金を負担する者が異なる場合	☐
g	無償の同意書 ※土地所有者氏名、押印・内容を明記	原本1 写し1	土地購入費/賃借料が無償の場合(贈与や使用貸借権の設定など)	☐
h	既存の資材置場、駐車場などの写真 ※四方撮影4枚が望ましい	2	既存の資材置場や駐車場などがある場合	☐
i	その他必要書類	2		☐

※法人が申請する場合には下記の書類が必要

j	会社の登記簿謄本	原本1 写し1	法務局発行の登記官印があるもの	☐
k	定款または寄附行為、議事録の写し	2	定款または寄附行為が写しの場合は、「原本と相違ないことを証明する」と記入し、法人の実印を捺印すること	☐